

## 第VII編

# 経済および金融の秩序について

## 第I章

### 経済活動の一般原則について

**第170条** 経済の秩序は、人間の労働の尊重と創業の自由にもとづき、次の諸原則を遵守して、社会正義の規範に従い、すべてのものに尊厳に値いする生活を保障することを目的とする：

I - 国家主権；

II - 私的所有権；

III - 所有権の社会的機能；

IV - 自由競争；

V - 消費者の保護；

VI - 環境の保護；

VII - 地域的および社会的不平等の是正；

VIII - 完全雇用の達成；

IX - 小規模民族資本のブラジル企業に対する優遇措置。

**単項** 法律に定める場合を除いて、公共機関の許可とは関係なく、すべてのものに対し一切の経済活動の自由な行使を保障する。

**第171条** 下記のとおり考慮されるものとする：

I - ブラジルの法律にもとづいて設立され、かつその本店と経営がブラジル国内にある企業をブラジル企業とする；

II - 資本の実効的支配が、ブラジル国内に住所および居所を有する自然人または国内公法上の団体の直接もしくは間接の名義の下に、恒常的に維持されている企業を民族資本ブラジル企業とする。ここに、企業の実効的支配とは、議決権を有する資本の過半数の名義を有し、かつ事実上および権利上、企業活動を管理する決定権を行使することと解する；

§1 法律は、民族資本ブラジル企業に関し、次のことをなすことができる：

I - 国防上戦略的または国内の開発にとって不可欠とみなされる活動を推進するため、一時的な特別の保護および恩典を付与すること；

II - ある部門が、国家技術開発にとり不可欠と考えられるときは常に、他の条件および要件に先だって、下記のものを定める：

a) IIの主文にいう支配が企業の技術活動に及ぼされるという要件。これは技術の開発または吸収のための、事実上および法律上の決定権の行使と解する；

b) ブラジル国内に住所および居所を有する自然人または国内公法上の団体の資本参加の割合。

§2 物および役務の取得において、公権力は、法律の規定に従い、民族資本ブラジル企業に対して優先的待遇を与える。

**第172条** 法律は、国の利益にもとづき、外国の投資を規律し、再投資を奨励し、かつ利益の送金の規制する。

**第173条** 本憲法に定める場合を除いて、国家による経済活動の直接の起業は、法律の定めるところに従い、国家の安全に必要な不可欠のとき、または集団の著しい利益に関係するときに限り認められる。

§1 公社、公私合弁会社および経済活動を行うその他の団体は、労働法およ

び税法上の義務を含む私企業に固有の法的制度に従う。

§ 2 公社および公私合弁会社は、私的部門の企業に及ばない税制上の特権を享受することができない。

§ 3 法律は、公社と国家および社会との関係を規制する。

§ 4 法律は、市場の支配、競争の排除および利益の恣意的増加を目的とする経済力の濫用を抑制する。

§ 5 法律は、法人の管理者の個人的責任を妨げることなく、法人の責任を定め、経済および金融の秩序ならびに公衆経済の違反行為に対して、法人はその性質と矛盾しない刑罰に服する。

**第174条** 経済活動の規範的および規制機関として、国家は、法律に従い、監査、奨励および計画の職務を実施する。ただし、計画は公的部門に対しては確定的であり、また私的部門に対しては指示的なものとする。

§ 1 法律は、均衡のとれた国家開発計画の指針および基準を定める。この計画は、国家および地域開発計画を編入し、かつ両立せしめる。

§ 2 法律は、協同組合活動およびその他の形態の組合活動を支援し、かつ奨励する。

§ 3 国家は、環境の保護および鉱物採取人の経済的・社会的向上を考慮して、協同組合による鉱物採取活動の組織を奨励する。

§ 4 前項にいう協同組合は、法律の規定に従い、活動している地域および第21条XXVに従い定められた地域において、採掘可能な鉱物資源および鉱床の調査および採掘のための許可または特許について優先権を有する。

**第175条** 法律に従って、直接に、または特許もしくは許可制の下に、必ず入札を通じて、公役務を提供する権限は公権力に属する。

**単項** 法律は次の事項について定める。

I - 公役務の特許および許可を受けた企業の制度、その契約と延長の特殊な性格、ならびに特許または許可の失効条件、監査および取消；

- II - 利用者の権利；
- III - 料金政策；
- IV - 適正な役務を維持する義務。

**第176条** 採掘中か否かにかかわらず、鉱床およびその他の鉱物資源ならびに水力発電潜在力は、開発と利用のために、表土とは別個の所有権を構成し、かつ連邦に帰属する。ただし、採掘の生産物の所有権は、特許権者に保障される。

- § 1 本条の主文にいう鉱物資源の調査および採掘ならびに水力発電潜在力の利用は、法律の定めるところに従い、国の利益にもとづき、ブラジル人およびブラジル民族資本企業により、連邦の許可または特許を経てのみ行うことができ、この法律は、これらの活動が国境地帯もしくは原住民居住地で行われるときには、特別の条件を定める。
- § 2 表土の所有者に対しては、法律で定める形式と価額にもとづいて、採掘の成果に参加することが保障される。
- § 3 調査の許可は常に一定期間のものとし、また、本条に定める許可および特許は、譲許した機関の事前の同意なくして、全部または一部を譲渡または移転することができない。
- § 4 低能力の再生可能エネルギーの潜在力の利用は、許可または特許を必要としない。

**第177条** 下記のものは、連邦の独占とする：

- I - 石油および天然ガスならびにその他の液体炭化水素の鉱床の調査と採掘；
- II - 国産または外国産の石油の精製；
- III - 前諸項に定める活動の結果から生ずる生産物および基礎的派生品の輸出入；
- IV - 国産の原油またはブラジル国内で生産された基礎的石油派生品の海上

輸送、ならびに産地のいずれかを問わず原油、その派生品および天然ガスの送油管による輸送；

V - 核鉱石および鉱物ならびにその加工品の調査、採掘、濃縮、再処理、製品化および売買。

§ 1 本条に規定する独占は、そこでいう活動から生じた危険および結果を含む。第20条§ 1の規定を除いて、石油または天然ガスの鉱床の開発において、現物または法貨にもとづくいかなる種類の配分も、連邦が譲渡しまたは授与することを禁止する。

§ 2 法律は、国の領域内における放射性物質の輸送および利用について定める。

**第178条** 法律は次の事項を定める：

I - 航空、海上および陸上輸送の整備；

II - 内国船舶の傭船者およびブラジル船籍でかつブラジルに登録されている船舶の優先、ならびに輸出国または輸入国のこれらの優先；

III - ばら積み輸送；

IV - 漁船およびその他の船舶の利用；

§ 1 国際運送の整備は、相互主義の原則に従い、連邦が署名した協定を遵守する。

§ 2 内国船舶の傭船主、所有者、船長および少なくとも3分の2の乗組員は、ブラジル人とする。

§ 3 沿岸および内水航行は、内国船舶の専有特権とする。ただし、法律の定めるところに従い、公共の必要ある場合を除く。

**第179条** 連邦、州、連邦区および市郡は、法律の定めるところに従い、零細企業および小企業に対して、その行政上、税制上、社会保障上および信用上の義務の簡易化を通じ、または法律の措置にもとづくその義務の撤回または軽減を通じて、これらを助成するため、法律上の差別的措置を免除す

る。

**第180条** 連邦，州，連邦区および市郡は，社会的および経済的發展の要因として観光を促進し，かつ奨励する。

**第181条** 外国の行政または司法官憲によってなされた商業的性質の文書または通知の請求を満たすには，国内に居住しまたは住所を有する自然人もしくは法人は，権限ある官憲の許可を必要とする。

## 第II章

### 都市政策について

**第182条** 市郡の公権力によって実施される都市開発政策は，法律に定める一般的指針に従い，市の社会的機能の完全な發展を組織し，かつその住民の福祉を保障することを目的とする。

§ 1 2万人以上の住民の市に対し義務付けられ，市議会によって承認された指導計画は，都市の開発および拡張政策の基本手段である。

§ 2 市街地の所有権は，指導計画に明示された市の基本的要求を満たすとき，その社会的機能を果たす。

§ 3 市街地の収用は，事前かつ現金による正当な補償の下に行われる。

§ 4 市郡の公権力は，指導計画に含まれている地域に関する特別法により，連邦法に従い，無建造，低利用または未利用の都市の土地所有者が，順次，下記の罰則の下に，土地の適切な利用を推進することを要求する権限を有する：

I - 強制分割または建造；

II - 市街地の家屋および土地の所有権に関する時間に伴う累進制の租税。

III - 連邦上院が事前に発行を承認した公債の支払いによる収用。この公債

は、均等かつ継続の年賦払いで、10年までの償還期をもち、補償の実質額および法定利息を保障する。

**第183条** 250平方メートルまでの市街地の土地を自己のものとして、引き続いてかつ反対を受けることなく5年間占有し、これを自己または家族の住居のために使用するものは、他の市街地または農地の所有者でないことを条件に、その土地所有権を取得する。

§ 1 土地所有権証書および使用許可は、婚姻上の身分に関わりなく、男または女、または両者に与えられる。

§ 2 この権利は、1回を超えて同一の所有者に対して認められない。

§ 3 公有地は取得時効により得られない。

### 第三章

#### 農業および農地政策ならびに農地改革について

**第184条** 連邦は、社会的機能を果たしていない農地を、農地改革のために、発行の翌年から20年の期限で償還される実質額補償条項付の農地公債により、事前かつ正当な補償をもって収用する権限を有し、かつその利用は法律で定める。

§ 1 有用かつ必要な改良は、現金で補償される。

§ 2 連邦は、農地改革の目的で、不動産を社会的利益のためのものと宣告するデクレトにより、収用の訴訟を提起する権限を有する。

§ 3 収用の訴訟手続に関し、略式手続による特別の異議申立手続を定める権限は、補足法に属する。

§ 4 予算は、毎年、農地公債の総額および当会計年度の農地改革計画に充当する資金総額を決定する。

§ 5 農地改革のために収用された不動産の移転に関わる取引は、連邦、州お

よび市郡の租税を免除される。

**第185条** 下記のもは、農地改革のための取用になじまない：

- I - 法律に定めるところに従う中小の農地所有権。ただし、その所有者が他に農地所有権を有していない場合に限る；
- II - 生産的な土地の所有権。

**単項** 生産的な土地の所有権に対し、法律は特別な取扱いを保障し、かつその社会的機能に関する要件を履行するための規範を定める。

**第186条** 社会的機能は、農地所有権が法律に定める基準と要求の程度に従い、次の要件を、同時に満たすとき、履行される：

- I - 合理的かつ適切な利用；
- II - 処分可能な天然資源の適切な利用および環境の保護；
- III - 労働関係を規律する規定の遵守；
- IV - 所有者と労働者の福祉を増進する利用。

**第187条** 農業政策は、法律に従い、農業生産者と労働者を含む生産部門の実効的な参加、ならびに商業、倉庫および輸送の部門の参加をもって、とくに次の事項に留意して、計画され、かつ実施される：

- I - 信用および税制上の手段；
- II - 生産費用に見合う価格および商業化の保障；
- III - 調査および技術に対する奨励措置；
- IV - 技術援助と農地の拡張；
- V - 農業保険；
- VI - 協同組合運動；
- VII - 農村の電化および灌漑制度；
- VIII - 農村労働者の住宅；

§ 1 農業計画には、農工生産、農畜産、水産および林業の諸活動が含まれ



る。

§ 2 農業政策と農地改革の措置は両立せられるものとする。

**第188条** 公有地であつ未利用の土地の用途は、農業政策および農地改革の国家計画と両立せられるものとする。

§ 1 名目のいかんを問わず、2500平方メートルを超える公有地の自然人または法人に対する譲渡もしくは特許は、仲介人があるときであっても、国会の事前の承認を必要とする。

§ 2 前項の規定からは、農地改革のための公有地の譲渡または特許は除外される。

**第189条** 農地改革による農地の分配の受益者は、10年の期間譲渡不能な土地所有および使用許可の権利証を受け取る。

**単項** 土地所有および使用許可の権利証は、法律に定める規定と条件に従い、婚姻上の身分と関係なく、男または女、または両者に与えられる。

**第190条** 法律は、外国の自然人または法人による農地所有権の取得または賃貸借を規律し、かつ制限し、また国会の認可を要する場合を定める。

**第191条** 農地または市街地の所有者ではなく、農村地帯に50ヘクタールを超えない土地を自己のものとして、反対を受けることなく、引き続き5年間占有し、自己と家族の労働をもってその土地を生産的にし、かつその土地内に住居を有する者は、その土地所有権を取得する。

**単項** 公有地は、取得時効により得られない。

## 第IV章 国家金融制度について

**第192条** 国家金融制度は、国の均衡のとれた開発を促進し、かつ集団の利益に奉仕する形態で組織され、下記の事項を含めて規定する補足法において規律される：

- I - 公的および民間の銀行機関に対して、銀行金融市場への一切の参入手段を保障する金融機関の活動に関する認可。ただし、これらの機関に対しては、本項にいう認可について定めのない活動への参加は禁止される；
- II - 保険、社会保障および貯蓄機関ならびに公的検査機関および公的再保険機関の認可および活動；
- III - 特に、前諸号にいう機関における外国資本の参加の条件は、下記の事項に留意する：
  - a) 国の利益；
  - b) 国際協定；
- IV - 中央銀行ならびにその他の公的および民間金融機関の組織、機能および権限；
- V - 中央銀行およびその他の金融機関の理事会構成員の指名に対する要件、ならびにこれらのものの職務行使後の禁止事項；
- VI - 公衆経済の保護を目的に、一定額まで信用、投資および預金を保障する、基金および保険の創設。ただし、連邦の資金の参加は禁止される；
- VII - 全国平均より低い所得を有する地域から他の先進開発地域への貯蓄の移転を制限する基準；
- VIII - 信用組合の機能およびこの組合が金融機関に固有の取引条件と組織を保有するための要件。

§ 1 I および II 号にいう認可は、譲渡不能かつ移転不能とする。ただし、認可された法人の支配権の移転は認められ、かつ役員が専門的資格と廉潔の

名声を有し、かつ事業に相応した経済能力を備えていることを証明する法人に対しては、国家金融制度の法律に定めるところに従い、負担なしに譲渡が許される。

§ 2 連邦の責任下にある地域的性格の計画および事業に関連する財政資金は、これらの地域信用機関に預託され、かつこの機関を通じて運用される。

§ 3 信用の供与に直接または間接的に関連する手数料およびその他一切の報酬を含む実質金利は、年間12パーセントを超えることができない。この制限を超える徴収は、暴利の犯罪とみなされ、その様式のいかんを問わず、法律の定めるところに従い、処罰される。